

にほんてつど

また、公団は前記の業務の遂行に支障のない範囲内において、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けて、次の業務を行なうことができることになっている。ア 鉄道施設で高架のものの建設と一体として建設することが適当であると認められるいわゆる高架下施設(事務所・倉庫・店舗・自動車駐車場等)の建設、管理。イ 部外からの委託に基づいて、鉄道に関する工事ならびにこれに関する調査、測量、設計、試験、研究。

2 資本金

公団の資本金は、政府および日本国有鉄道の出資金をもってあて。政府および日本国有鉄道は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内で公団に対し追加出資することができ、その出資額によって資本金を増額することになっている。公団の設立時においては、政府からの出資金5億円と日本国有鉄道の昭和38年度予算の工事勘定に計上された建設費の項の額(前年度からの繰越額を含む。)から公団設立時までに支出した金額を控除した残額8億円余を現金出資し、このほかに、公団成立のときに日本国有鉄道が鉄道新線の建設事業に関し有する資産の価額約172億円を現物出資し、あわせて185億円余の資本金で充足した。なお、昭和40・1・1現在の資本金は245億円余となっている。

3 役員および職員

公団の役員は、総裁、副総裁、理事および監事で、任期は3年、再任されることができ。総裁は公団を代表し、公団の業務を総理する最高責任者であり、運輸大臣によって任命される。副総裁は公団を代表し、総裁の定めるところによって総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときは当然その職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。副総裁の任命は運輸大臣の認可を受けて総裁が行なう。理事は6名以内とし、総裁の定めるところにより、総裁および副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁および副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁および副総裁が欠員のときはその職務を行なう。理事は副総裁と同じく運輸大臣の認可を受けて、総裁が任命。監事は2名以内とし、公団の業務を監査するのがその職務である。監事は監査の結果に基づいて必要があるときは、総裁または総裁を通じて運輸大臣に意見を提出することができることになっている。監事は総裁と同じく運輸大臣が任命。役員はその責任の重大性から資格については種々の制限が加えられており、既に役員となった者がこれに該当するに至ったときは、それぞれの任命権者はその役員を解任しなければならないことになっている。公団の職員は総裁が任命する。

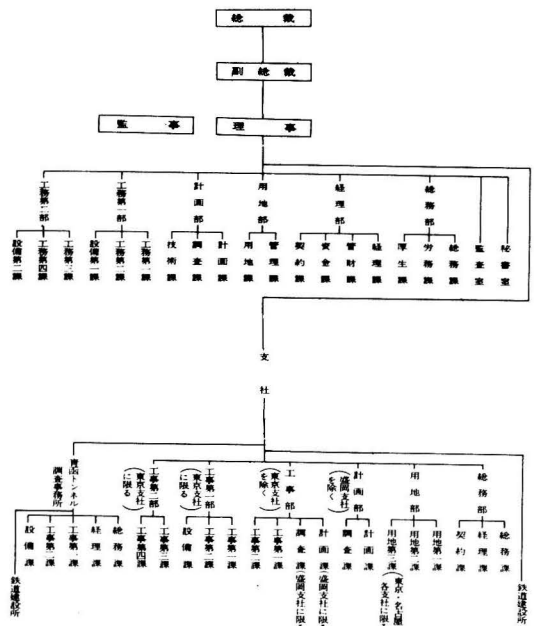
役員および職員は、公務員ではないので国家公務員法の適用は受けないが、その職務の公共性から、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされている。また、役員および職員に対する給与および退職手当の支給の基準を定めようとするとき、または変更しようとするときは運輸大臣の承認を受けなければならない。公団発足時の定員は、役員10名、職員885名計895名であったが、昭和40年度の予算定員は1,421名となった。

4 業務組織

公団の組織は中央機関として本社があり、地方機関として支社および鉄道建設所が設置されている。中央機関である本社には、総務部・経理部・用地部・計画部・工務第一部・工務第二部の各部があり、このほかに、秘書室・監査室がある。地方機関としては、札幌市・盛岡市・東京都・名古屋市・大阪市および下関市に支社が設置されている。また、この6支社のほか、函館市には青函トンネル調査事務所があり、さらに、これらの

下部に現業機関として、それぞれ所要の地に鉄道建設所が設置されている(表-1)。

表-1 日本鉄道建設公団組織図



5 財務および会計

公団は、その財政状態および経営成績を明らかにするため、財産の増減および異動ならびに収益および費用をその発生の実に基づいて経理する。(1) 予算 公団の予算は、予算総則および収入支出予算とし、公団は毎事業年度、事業計画、予算および資金計画を作成して、あらかじめ日本国有鉄道に協議のうえ、当該事業年度開始前に運輸大臣の認可を受けることになっている。(2) 決算 決算については、毎事業年度財産目録・貸借対照表および損益計算書を作成し、これに当該年度の事業報告書および予算の区分に従って作成した決算報告書を添え、かつ、財務諸表および決算報告書に関する監事の意見をつけて、当該事業年度の終了後3月以内に運輸大臣に提出して承認を受けなければならない。さらに運輸大臣の承認を受けたときは、財務諸表を官報に掲載して公告するとともに、日本国有鉄道に提出することになっている。

公団は、毎事業年度損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは政令で定める基準によって計算した額を積立金として積み立て、積立金を控除してなお残余があるときは、国庫に納付することになっている。したがって損失を生じたときは前記の積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、繰越欠損金として整理する。(3) 資金調達 公団は、政府からのみならず民間からも長期借入金および短期借入金の借入れ、ならびに鉄道建設債券の発行によってその所要資金を調達することができる。これらの借入金ならびに債券は国の財政と関連が多いので、その限度額は予算で定め、かつ個々の借入れならびに債券発行に際しては、運輸大臣の認可を要することになっている。短期借入金については、当該事業年度内に償還しなければならないが、資金不足の場合に限り、運輸大臣の認可を受けて借り換えることができる。(4) 余裕金の運用 公団の資金は、その性質上